

[令和3年2月定例会, 03月08日-04号]

●令和3年度施政方針に対して

◆19番(山下いづみ 議員) お許しをいただきましたので、笠井議員に引き続き、施政方針に対する民主連合の質問をさせていただきます。

初めに、「施策の大要」から、(1)第2「健康・福祉」に関する施策について、①(仮称)富士市こどもの権利条例の令和4年4月の施行に向けて、市の基本的考えに、子どもの権利条約の4つの原則、命を守られ成長できること、子どもにとって最もよいこと、意見を表明し参加できること、差別のないことが反映されているのでしょうか。そして、富士市としての特色について伺います。

②「認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方の権利を尊重し、擁護する成年後見制度の利用促進をするため、『富士市成年後見制度利用促進計画』を策定する」とありますが、具体的な周知方法について伺います。また、今後、増加が予想される首長申立てに対する対応について伺います。

③「DVに関する問題に総合的に対応するため、『第三次富士市DV対策基本計画』を策定し、DVの防止及び被害者への支援の充実を図っていく」とありますが、加害者更生プログラムを取り入れるなどの加害者対策について伺います。

次に、(2)第5「教育・文化・スポーツ」に関する施策について、「『富士市教育振興基本計画』を策定し、今後10年間の本市の教育が目指すべき姿と施策の方向性を示していく」とありますが、障害のある児童生徒、外国人児童生徒に対する配慮、支援について伺います。

次に、(3)第6「都市整備」に関する施策について、「新々富士川橋に関連する五味島岩本線などの早期完成に向け取り組んでいく」とありますが、新々富士川橋の建設は、昨年度までに橋脚、橋台が完成し、現在、上部工及び導入路の工事が進んでいます。新橋の完成は平成30年代半ばと言われていましたが、新橋と県道鷹岡柚木線からの導入路の完成は何年となるのでしょうか。

そして、その受け入れ道路である五味島岩本線の整備は、新橋本体工事の今の進捗を見たとき、非常に遅れていると言わざるを得ません。早期完成に取り組むと言うだけではなく、この路線の完成年度を明示し、整備を急ぐべきと考えますが、その所見について伺います。

次に、(4)第7「都市経営」に関する施策について、①「第4次富士市男女共同参画プランを策定する」とありますが、いまだ達成されていない政策・方針決定の場への女性登用30%達成に向けての施策、コロナ禍で顕在化した女性へのあらゆる暴力に対する施策、女性の雇用、所得の影響による貧困と就労に対する施策、社会において固定的性別役割分担意識や無意識の思い込みが存在する中、ジェンダー平等意識が根づく施策が重点項目として位置づけられるべきと考え

ますが、いかがでしょうか。

②「総務部におきましては、デジタル変革を加速化させるため、情報政策課内に『デジタル戦略室』を新設する」とありますが、その内容について伺います。また、大胆なデジタル変革を目指すためには、積極的に民間人材を登用すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、私のほうからは4項目7点について伺い、1回目の質問といたします。

○議長（一条義浩 議員） 市長。

〔市長 小長井義正君 登壇〕

◎市長（小長井義正 君） 山下議員の御質問にお答えいたします。

初めに、「施策の大要」第2、「健康・福祉」に関する施策についてのうち、（仮称）こどもの権利条例における、子どもの権利条約の4つの原則の反映と富士市の特色についてであります。現在、令和4年4月の施行を目指して（仮称）こどもの権利条例を策定中であり、本年度は、子供に関わる経験を有した多様な知見をお持ちの皆様にご意見をいただくため、富士市こどもの権利条例策定懇話会を3回開催いたしました。また、市民の皆様の多様な意見を条例に反映させるため、フリートーク形式やインタビュー形式による聞き取りのほか、電子申請サービスを活用しながら、当事者である子供や関係者の意見聴取を積極的に行っているところであり、現在、約170人の方から御意見を伺っております。

条例の策定に当たりましては、子供の権利に関するグローバルスタンダードである子どもの権利条約を根拠とすることから、議員御指摘の条約における4つの原則を主要な構成要素とすることを考えております。また、条約では、この原則とは別に、子供の権利について、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つを挙げております。本市におきましても、大人だけではなく当事者となる子供自身が権利について理解し学ぶことができるよう、個別の子供の権利について明記し、条約に基づく4つの権利に加え、本市ならではの子供の権利について規定することを考えております。

現在、子供を含む市民の皆様のご意見として、前文をはじめ条文の核となり得る多くのキーワードをいただいております。これらを丁寧に集約、分析し、条例に反映していくことが本市ならではの特色につながるものと考えております。今後も、権利の主体となる子供をはじめ、子供の育ちを支える市民の皆様とともに本条例をつくり上げるという考えの下、策定作業を進めてまいります。

次に、成年後見制度の利用を促進するため、成年後見制度利用促進計画を策定するとあるが、具体的な周知方法について伺う、また、今後増加が予想される首

長申立てに対する対応について伺うについてであります。成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度であります。制度は、任意後見制度と法定後見制度の2つから成り立っており、任意後見制度は、現在は判断能力が十分ある人が、将来、認知症などで判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ誰にどのような支援をしてもらうかを決定し、公正証書で契約する制度であります。一方、法定後見制度は、現在既に認知症や知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が十分でない人を対象としており、申立ては本人、配偶者、4親等内の親族のほか、これらの人による申立てを行うことが困難である場合は、市町村長による首長申立てを行うことができます。また、その類型は、本人の判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の3つに分かれております。

この成年後見制度の利用促進を進めるため、国は基本計画を定め、各自治体または複数の自治体を含む圏域において、令和3年度までに成年後見制度利用促進に係る市町村計画を策定し、権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくりと中核機関の設置を示しました。中核機関を設置することで、地域で研修や講演会等により、成年後見制度に関する周知、広報が行われ、権利擁護、成年後見制度に関する相談窓口が明確になり、住民や関係機関が知ることで相談機会が増え、相談が行われやすい環境が整います。また、本人自身や民生委員児童委員などの地域住民、介護支援専門員、相談支援専門員など本人の身近な支援者が、判断能力の低下に関するリスクや課題に気づき、早い段階から制度の利用の検討をするようになるなど、適切な相談窓口につながりやすくなります。

本市では、これまで令和4年度からの計画実施に向け、弁護士等の専門職、成年後見支援センター及び市職員により構成される成年後見制度利用促進計画ワーキングにおいて、地域連携ネットワークや中核機関の活動内容、相談受付から後見人の受任調整、支援に至る流れを検討してまいりました。今後、制度周知や市民後見人の養成を行う成年後見支援センターをもとに、行政との一体型で中核機関としていく予定であります。

制度の周知、啓発につきましては、これまで成年後見支援センターが市民向け講演会や個別相談会、介護保険事業所や富士市手をつなぐ育成会などへの出前講座を実施してきたほか、パンフレットを市の高齢者支援課や障害福祉課のほか、地域包括支援センターや成年後見支援センターにも配架してまいりました。今後につきましては、中核機関として、行政と成年後見支援センターが共同し、引き続き、講演会や出前講座を開催していくとともに、市ウェブサイトや「広報ふじ」への掲載、ポスターの掲示を行うなど、市民の皆様にも成年後見制度について御理解いただけるよう、積極的に周知に取り組んでまいります。

本市における首長申立てにつきましては、平成 18 年度から開始し、平成 28 年度まで年平均約 5 件で推移しておりましたが、平成 29 年度に 13 件、平成 30 年度、令和元年度はともに 15 件、本年度につきましては、2 月末時点で 18 件であり、これまでに合計 122 件の申立てを行いました。今後、成年後見制度の利用促進による周知、啓発が進むことで首長申立ての相談も増えることが予想されますので、中核機関としての新たな役割と合わせて見込まれる事務量を見極め、制度を利用される方に対して遅滞なく対応ができるよう、体制の整備を考えてまいります。

次に、DV に関する問題に総合的に対応するため、加害者更生プログラムを取り入れるなどの加害者対策について伺うについてであります。本市では、平成 24 年 3 月に富士市 DV 対策基本計画を策定し、DV の防止及び DV 被害者への支援、さらには市民への啓発などに取り組んでまいりました。現在は、第二次基本計画に基づき取組を進めておりますが、令和 3 年度をもって計画期間が満了となることから、これまで実施してきた DV 根絶の取組をさらに進めるため、本市の DV 問題の現状、社会状況や国等の対応の変化などを踏まえ、令和 4 年度から令和 8 年度までを計画期間とした第三次基本計画を策定いたします。

DV の根絶を図るためには、DV 被害者の支援を行うだけではなく、加害者が再び暴力を繰り返さないよう、加害者更生プログラムに参加を促すなどの加害者対策も大変重要な取組であります。加害者更生プログラムにつきましては、現状では、加害者を強制的に参加させる法整備が進んでいないため、自らプログラムに取り組む加害者は少ない状況にあり、また、行政が主体となって加害者更生の支援をしている例もほとんどないと伺っております。このような状況から、令和元年 6 月の児童福祉法等の一部改正では、加害者の地域社会における更生のための指導、支援の在り方について、公布後 3 年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるとされましたので、加害者更生プログラムの取扱いにつきましては、今後、検討結果に基づいて国から示される方針に沿って対応してまいります。

さらに、加害者対策は、暴力を繰り返さないための取組だけではなく、加害者とならないための周知、啓発も大変重要であると考えておりますので、本年度は、初めての取組として、大淵中学校の 2 年生を対象としたデート DV 防止ワークショップを開催いたしました。このワークショップに参加した生徒からは、人を傷つけないようにしようと思った、言葉の暴力も DV になることを知ってよかったなどの感想が数多く寄せられていることから、DV 防止の周知、啓発として大きな成果が期待できる取組として、新年度以降も継続して実施してまいりたいと考えております。

第三次富士市 DV 対策基本計画におきましては、加害者対策を含めた DV の防

止、DV被害者への支援、さらには若い世代も対象とした周知、啓発など、新しい視点を加えて総合的に取り組むことにより、DVの根絶を目指してまいります。

次に、「施策の大要」第5、「教育・文化・スポーツ」に関する施策についての、障害のある児童生徒、外国人児童生徒に対する配慮、支援についてであります。次期富士市教育振興基本計画は、本市における学校教育や社会教育の分野を具体的、系統的に示したもので、現行計画での積み上げを十分に生かしつつ、教育の目指すべき姿と施策の方向性を示した教育全般に係る基本計画であります。次期計画における今後10年間の本市の教育が目指すべき姿と施策では、個性を尊重し、多様な生き方や価値観を認め、人とのつながりを大切にするとともに、誰一人取り残さない持続可能な社会の担い手を育成することが求められております。

この中で、障害のある児童生徒への支援につきましては、特別支援教育センターを中心とした教職員に対する研修の推進、特別支援教育に関わるサポート員や相談員の配置など、個に応じた支援に努めております。特別な支援を必要とする子供の割合は年々増加しているため、今後、サポート員等の配置の一層の充実を図るとともに、教職員に対する研修も積極的に推進し、個に応じた細やかな支援をさらに進めてまいります。

外国人児童生徒に対する支援といたしましては、母国語の支援員による訪問支援や市内の2校に開設している国際教室での放課後の学習支援、学校における日本語指導を必要とする児童生徒に対する個別支援等を行っております。このほか、児童生徒が初期段階で学校生活に適應できるようにするため、外国から編入学する児童生徒を対象とした初期段階での母国語による40時間の個別支援を行っております。母国語の多言語化と継続的な支援が必要な児童生徒は増加傾向にあるため、今後も外国人児童生徒やその保護者のニーズ把握に努め、日本語指導に関わる支援員等の配置の充実を図るなど、一人一人の状況に合わせた細やかな支援を進めてまいります。

次に、「施策の大要」第6、「都市整備」に関する施策についてのうち、新々富士川橋と県道鷹岡柚木線からの導入路完成は何年度となるのか、また、その受け入れ道路である五味島岩本線の完成年度を明示し、整備を急ぐべきについてあります。新々富士川橋建設事業は、地元の皆様の御理解と御協力をいただき、令和5年度中の開通を目標に、現在、県が整備を進めているところであります。このため、本市では、新橋開通後の安全で円滑な交通を確保するため、市道五味島岩本線をはじめとする周辺道路の整備を進めております。

五味島岩本線につきましては、現在、県道鷹岡柚木線から東名高速道路東側までの区間約500メートルを岩松工区として平成24年度中に事業着手し、10年の

事業期間を経て、令和4年度に完成の予定であります。また、岩松工区終点から四ツ家交差点東側までの区間約415メートルを四ツ家工区として平成30年度に事業着手しており、事業完成は令和8年度を目指しておりますが、新橋開通までには、四ツ家交差点に右折レーンの設置を優先して進めてまいります。

このことにより、市街地方面への主要なアクセスルートは、四ツ家工区終点からの身延線高架下までの未整備区間に加え、四ツ家交差点から市道田子浦鷹岡線を通り、暫定拡幅整備が完了する市道中島林町線が追加されるため、未整備区間への通過車両の集中を軽減できると考えております。この未整備区間約500メートルの事業につきましては、道路整備プログラムの事業着手時期が令和7年度以降の早期としておりますが、できる限り前倒ししたいと考えております。いずれにいたしましても、新橋の開通目標である令和5年度を目前に控え、受け入れ道路である五味島岩本線の早期整備の重要性は極めて大きいことから、全線完成に向け、積極的に事業を進めてまいります。

次に、「施策の大要」第7、「都市経営」に関する施策についてのうち、第4次富士市男女共同参画プランの重点項目についてであります。第4次富士市男女共同参画プランは、本市の男女共同参画行政を計画的に進めるために策定するものであり、当初の予定を1年先送りし、令和4年4月から令和14年3月までの10年間のプランを予定しております。国が掲げる政策・方針決定の場への女性登用に関連して、本市においては審議会等における女性の登用率、市の管理職に占める女性の割合など、指導的地位に占める女性の登用について、これまでもプランに目標値を掲げ、積極的に推進してまいりました。そのほか、女性へのあらゆる暴力に対する施策、ジェンダー平等意識が根づく施策等をプランに位置づけ、幅広く事業を展開してまいりましたが、コロナ禍での影響が長期化する中で、女性のキャリア形成や雇用、所得の影響などによる貧困、就労に対する支援等、新たな課題が浮き彫りになったものと認識しております。

現在、策定中の第4次プランにつきましては、国、県の男女共同参画基本計画とも整合を図り、持続可能な開発目標であるSDGsとの関連性も表現し、男女共同参画の根幹をなすジェンダー平等を浸透させていくことを基軸に、内容の検討を進めております。プランの構成といたしまして、産業都市富士市における男女共同参画を念頭に置き、理念と重点的な項目の全てに関わる横断的な視点として、男性中心型労働慣行の変革と女性活躍推進を掲げ、基本となる目標等を位置づけたいと考えております。この中で、議員お示しの政策・方針決定の場への女性登用、女性へのあらゆる暴力に対する施策、女性の雇用、所得の影響による貧困と就労に対する施策、ジェンダー平等の意識啓発につきましても、第3次プランの達成状況等を踏まえ、これまでの施策を検証し発展させながら、第4次プラ

ンを構成する重点的な項目として明記する予定であります。

次に、デジタル変革を加速化させるため、総務部情報政策課内に新設するデジタル戦略室の内容と民間人材の登用についてであります。私は、デジタル技術を最大限活用することにより、市民の利便性向上や行政経営の効率化を追求すると同時に、誰もが快適で活力に満ちた質や価値の高い生活を送ることができるまちを目指すために、昨年8月に富士市デジタル変革宣言を行いました。新年度は、この宣言に基づいた取組を加速化させるため、総務部情報政策課内にデジタル戦略室を新設し、デジタル変革の重点事業として定めた9事業をはじめ、様々な情報化事業を強力に推進してまいります。また、第四次富士市情報化計画の策定や富士市情報化推進本部の運営など、デジタル変革を総合的かつ戦略的に進めてまいります。

民間人材の登用につきましては、平成29年3月に策定した第三次情報化計画の重点事業として情報化推進体制の強化を掲げ、ICTガバナンスを強化し、効率的な行政経営を行うとともに、高度な専門的知識、経験や優れた識見を有する民間人材を登用するとしております。これにより、昨年度から、本市における行政の情報化を適正に推進するため、情報政策アドバイザーとして民間の有識者を招聘し、政策課題に対する助言をいただいているところであり、本年度は主にデジタル変革宣言の発出や人材の育成、第四次情報化計画の策定などに御協力いただきました。この情報政策アドバイザーにつきましては、デジタル変革への対応を的確に進めるため、新年度は、助言をいただく回数を拡充することといたしました。議員御提案の民間人材の登用につきましては、今後、デジタル変革を進めていく上で必要と判断した場合には、非常勤特別職や任期付職員など多様な任用・勤務形態を活用し、業務の遂行に必要な経験や実績及び専門性を有する人材を登用してまいります。

以上であります。

○議長（一条義浩 議員） 19番山下議員。

◆19番（山下いづみ 議員） 富士市のこどもの権利条例、ここから再度質問をしていきます。今、策定に向けて、当事者である子供たちにも聞いているということですが、これはその子供たちに話を聞きたいときにアンケートを取るといえることですね。これを市内の全部の子供たちにどうにか聞くというような考えはないのか。そしてまた、この条例は施行された場合、富士市の特色として、子供の権利をしっかりとついでいくということですが、条例制定後、子供の意見を聞いて何か反映させていくという考えはあるのでしょうか。そして、

この権利条例に向けて、市長が自ら行うこと、行動することというのはどんなことがあるのでしょうか。

2つ目、成年後見制度利用促進についてです。これから市と成年後見支援センターがしっかりと協力をして、広報、講演会、出前講座等を行っていく、利用促進を行っていくということでしたけれども、今回、議会報告会の中で文教民生委員会がこのテーマを取り上げまして、そのときの意見ですと、制度や仕組みが難しく1度では理解できない、成年後見制度の権限の濫用がないか不安、制度のお世話にならないよう長く健康でいたいというようなことがありました。そして、要望のところで、町内会のサロンでのお話であったりとか、制度の内容が難しいので寸劇などを上演したり、ユーチューブで流す、こんなことはしていったらいいのではないかという声も出ていますけれども、このような方面からも考えはあるのでしょうか。

そして、首長申立てがこれから増加していくということはしっかりと予想されているということですが、それに向けては、今後、中核機関の設置もありますし、体制整備をしていくとありますけれども、首長申立てが増えていくとか、体制整備をしていくとは具体的にどういうことを言っているのでしょうか。そこをもう一度、お願いします。

3つ目、第三次富士市DV基本計画の策定です。これは、今までのことはしっかりとやっていて、予防教育ということで、中学校でデートDVワークショップを行ったと。これは継続的に行っていくということでもとてもいいことだと思います。これは継続ですけれども、全ての学校で取り入れていくのか、もしくは手を挙げたところにワークショップを行っていくのか、どういう継続なのでしょう。

そして、加害者更生プログラムに向けては、国の状況も見て検討をしっかりとしていくということですが、国の動向を待っているだけではなくて、富士市で今何ができるのかということをもう一度考えていただきたいと思います。他の自治体では少ないという答弁がありましたけれども、少ないといったところは、とても意識が高いところですね。職員派遣をしたり、また、加害者更生プログラムを既に行っているところに参加する方への助成制度をつくったり、何かちゃんと工夫をしております。そのところをまたしっかりと考えていただきたいと思います。これは要望としておきます。

4つ目、教育振興基本計画策定のところですが、方針としましては、個性を尊重し、多様性を認め、人とのつながりを大切にする、とてもいいことだと思います。このところで誰一人取り残さないということで、障害のある児童生徒に支援員、サポート員をつけて充実させていくということ、今後もしっかりと

継続していただきたいと思います。

そして、外国人児童生徒についてですけれども、富士市では、既に初期段階で母国語による40時間の個別支援を丁寧に行っているということです。そのほかに国際教室もあります。ですが、ここの誰一人取り残さない、継続的にといいますが、やっぱり初期の40時間ではとても足りない。しっかりと支援員を今から増やしてフォローしていく、それが学校内の取り出しであるとか、教室の中に入っている付添いであるとか、そういうことをもう既に入れていかなきゃいけないと思いますけれども、このことに対する考えをお聞かせください。

5つ目、新々富士川橋、五味島岩本線の関係ですけれども、新々富士川橋の完成が令和5年ということをお聞きしましたけれども、令和5年の何月頃なのでしょうか。これが最初の1月、2月と、終わりの11月、12月では1年違いますけれども、ここをもう一度、何月頃というところをお聞かせください。

6つ目、男女共同参画プランについてです。これについては、第3次富士市男女共同参画プランをしっかりと見直しをして、より発展させていくと。それには、今回お示ししました政策・方針決定の場に女性登用30%、女性に対する暴力、また雇用、所得の影響による貧困、就労に対する施策も入り、そしてジェンダー平等意識が根づくようにということをしかりと入れていくということで、とてもよいと思いました。

これを市で計画を立てて実行していくというのは、全庁的に市の職員が関わってくると思います。これに対して、何かを行うときに、その人がどんな思いなのか、どんな考えでそれを行うのかということが質の高さに関わってくると思います。市長は、内閣府の輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会に入っておられます。これは県でも本当に最初のことで、とてもすばらしいことだと思います。これは自ら行動・発信し、現状を打破して、ネットワーキングを進めていくことですが、市長がこういう考え、もう既に実行を起すということになりますと、市の職員の無意識の思い込みから、ジェンダーに関する平等意識への転換をどのように進めていくのか。どういうふうに市長は職員にジェンダー平等意識というのを根づかせていくのか、そこをお聞かせください。

7つ目、デジタル変革に関しまして、情報政策課内にデジタル戦略室を新設ということで、今まで、これをよくしていくということで情報政策アドバイザーを既に取り入れて、助言を聞いていると。そして、次からは回数も増やして、また人材育成もしていくということです。これをデジタル変革で進めていくのはいいんですが、市民の質の高い生活ができるようにということもおっしゃっていましたが、例えばこれを使うのが得意な市民の方もいますけれども、デジタルということが分からないという方も多くいるとは思っています。こういう市民に対

して、どういうふうに使ったらいいのか、理解をしていただくという市民サービスは、どのようなことをやっていくのでしょうか。

以上、お願いいたします。

○議長（一条義浩 議員） 市長。

◎市長（小長井義正 君） まず、1点目のこどもの権利条例の策定に関することではありますが、既にこれまで策定懇話会を通して、多くの方々からの意見聴取、またワークショップ等を開催しながら進めてきております。その中で、子供たちからも直接いろいろ考え方や意見を聞く機会も設けてくれていると思っておりますし、懇話会の参加メンバーも、これまでの子供の活動に関わってきた方々ばかりでございますので、かなりの部分で意見が反映をされてきているんじゃないかなとは思っております。

今は、まだまだ骨子の部分であるとか、多くの御意見の中からキーワードを見つけ出して、それをいかに条例に入れ込んでいくのか、そのような初期段階での取組かなと思っております。今後も継続して、子供たちから直接声を聞くような機会は、恐らく策定懇話会の中で設けられていくであろうと思っておりますので、私のほうからも、こういった議会における議論もあったということをもたまた懇話会のほうにも伝えていきながら、しっかりとこれからも当事者の考え、意見を尊重し、反映していくよう、伝えてまいりたいと考えております。

そして、条例制定後の子供の意見を聞く、また様々な活動の中で子供が実際に関わっていかなければ意味がないじゃないかというお話だったと思えますけれども、確かにおっしゃるとおりで、条例を制定、施行して終わりじゃないわけでございます。それ以降、いかに子供たちが自主的に、主体的に、例えば地域の活動であるとか、そういったところに関わってくるのかが大事だと思っておりますので、そういった部分も恐らく条例の中に定められていくのではないかなというふうに私は期待をしているところであります。

そして、市長が自ら行うことという部分もありますが、やはりいろいろな場面において、市民の皆さん方に広くこの条例の意義を伝えていくということがまず一番の大切なところじゃないかなと思っております。毎年、市内26地区における行政懇談会を開催しておりますので、今年度も、その条例制定に向けての進捗状況なども伝えながら、その意義をしっかりと説明をして、地域の皆さん方の理解をいただくことが現時点においては最も重要じゃないかなと思っておりますので、そのことについて、率先して令和3年度は取り組んでいきたいと考えております。

次に、成年後見制度の広報、啓発という部分においては、確かに、より身近に知っていただくということが大変重要であると思っておりますので、寸劇のお話もございました。また、ユーチューブ、今、若い方を中心にユーチューブを使われる方、見ていらっしゃる方が多いわけですので、こういったことの活用も非常に効果的であろうかなと思っておりますので、今後、検討させていただければと思います。

そして、今後、首長申立てが増加していく中における体制整備について、どう考えるかということだと思っておりますけれども、現時点におきましては、この法定後見制度に対応する職員体制といたしましては、高齢者支援課において2名、障害福祉課において1名、さらに成年後見支援センターにおいて社会福祉士2名、このような体制を取って、対応しているところでございます。今後、首長申立ての件数が増えてくる状況になってくれば、当然、さらなる人員の増も含めて、体制の強化も含めて考えていかなければならない部分があるかと思っておりますので、そこら辺はしっかりと見極めてまいりたいと考えております。

次に、中学校でのデートDV防止等の研修ということでございますが、新年度も1校を予定しています。できるだけこういった機会は多く持つべきじゃないかなと思っておりますので、また、担当のほうとも話をしながら、できれば市内全ての中学校にこういった研修の場というんでしょうか、これが設けられるにこしたことはないものですから、今後少し検討させていただきたいと思っております。

次に、これは外国のお子さんに対する初期段階での母国語による40時間の個別支援では足りないのではないかとございまして。また、さらにその後継続した支援というものが必要だということございまして、確かに議員おっしゃるとおりかと思っておりますので、また支援員の役割、どのような業務の部分において支援員に対応していただくのか、そこら辺も含めまして、また教育委員会のほうと少し検討させていただければと思います。

新々富士川橋の関係でございますが、これはあくまでも県の事業ということなものですから、我々もできるだけ完成時期を明確にしてほしいということは、県のほうにも常々お話しをしているところでございますが、まだ若干、用地の取得等も残っている部分もあるというような話も聞いておりますものですから、令和5年度中というような言い方しかできないというふうに言われておきまして、事業の進捗状況によっては、もう少しより具体的な何月頃とかというのが示されるんじゃないかと思っておりますけれども、情報が入りましたら、また皆さん方にもお伝えをしてまいりたいと考えております。

そして、男女共同参画の関係でございますが、私も輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会に、県内では、首長としては大分早く、一番だったかもしれま

せん。加盟させていただきました。それで、年に1回なんですけれども、そのリーダーが集まる、今はこういった状況なものですから、リモートでの会議になりますけれども、開催をしております。なかなか日程が調整できずに、これまでリモートでの1回の開催だったんですけれども、そこでは本当に大手企業のトップが、この男女共同参画に関わる先進的な事例について、熱くそのことをお互いに語り合う、そういった場なものですから、非常に参考になります。そういった事例をしっかりと私も学んで、そのことをまず広く伝えていく、これが私の最も重要な役割じゃないかなと思っていますし、また、この男性リーダーの会は、自ら率先して行動するということもあるものですから、まだまだその点については、実践が伴っていないという部分があるかもしれませんので、そのこともしっかりとわきまえながら、自ら行動をして、その姿を市の職員の皆さんも見ていただいて、そういうことなんだなというふうに理解していただくよう、自らが率先垂範してまいりたいと考えているところであります。

それから、最後のデジタル変革に関することでもありますけれども、やはりデジタルに関する格差、デジタル格差があってはならないということで、特に高齢者が対象になるかと思えますけれども、ITサポーター推進事業を官民共同で実施いたします。こういったIT関係については、これまでいろいろ経験してきた、そういった方々もいらっしゃいますので、そういった人材を大いに活用しながら、地域でもってこのデジタル格差を解消してまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○議長（一条義浩 議員） 19番山下議員。

◆19番（山下いづみ 議員） こどもの権利条例のところなんですけれども、骨子案をつくるということで、当事者の話もまたこれからもしっかりと聞いていけるように伝えていくということで、これはぜひお願いしたいなというふうに思います。

そして、市長がどういうふうにやっていくのかというところでは、場面場面で伝えていくということはとてもありがたいことで、また行政懇談会、本当に地区に入って、お話をさせていただいている、これにまた、こどもの権利条例のお話もしていただければ、とてもありがたいですし、また地区のほうに行くということでしたら、子供たちもいますから、保護者が子供も連れて、こどもの権利条例のことをお話ししますよ、子供と市長のお話し会みたいなことも加えていったら、よりいいのかなと思いますけれども、こういうことは可能かどうか、またお答え

ください。

そして、子どもの権利条約を市のレベルでしっかりと具現化する、形にしていく、行動していくということをユニセフのほうで進めていて、これは2009年に一般質問で提案したことなんですけれども、日本型子どもにやさしいまちづくり事業展開があります。これは2009年にお話しをして、今、2021年ですから、かなりたっていますけれども、これはより深く進められていて、過去に、ちょうどここ2年間で幾つかのまちがそれに向けて、ニセコ町、富谷町、町田市、奈良市などが共同して検証作業というのを行いました。ですので、せっかく今、富士市ではこどもの権利条例をつくるということですから、こちらの最新の話も聞いて、場合によったら富士市も名のりを上げて、子供のことなら富士市だというぐらいの形で参加していただければいいなと思います。これは要望です。

そして、成年後見制度については、市民の方から要望がありました寸劇、ユーチューブなども検討していただけるということと、あと、これから本当に中核機関を設置し、成年後見制度利用促進計画を実行していくということになりますと、やはり人がとても重要になってくると思います。ですので、首長申立てが増えていく中で体制整備を考えるといったとき、人員の増ということも考えられるということですので、これはしっかりと見極めて、必要なときに市の職員も入れていただきたいと思います。

そして、DVの関係ですけれども、予定では1校ということで、市長が今おっしゃいましたように、やっぱり全ての中学校で行われるのがベストで、いいのではないかと、私も同じように考えます。ただ、これは学校もいろいろあると思いますけれども、またしっかりと話し合いをして、これが本当に富士市の言う、予防が大事だということの大きな一つだと思いますので、どういうように全ての中学校でできるのか考えていただきたいと思います。

先日、静岡県の男女共同参画団体のオンライン会議がありましたけれども、この話が出たときに、他市の人たちの中で、やっぱり予防にはデートDVの講座も必要だよねという意見が出ましたけれども、富士市はもう既に1回行っているということですので、ぜひこれは進めていっていただきたいと思います。

そして、教育振興基本計画のことですけれども、外国人児童生徒のことにに関して、本当に継続してやっていくことが大事なんです。これは、現場で長年やっている方々が切に願っていたことです。40時間ではとても足りない。ですので、これはちゃんと支援員を増やして、子供たちが途切れなく学校で学べるように、ちょっと分からないからこの子は特別支援学級とか違う場所でということではなくて、その場で学ぶことがとても大事です。既に支援員としてこれに関わっている方々は何人もいらっしゃいますので、その方たちに現状をしっかりと聞いて

いただいて、形をつくっていただきたいと思います。

今、デジタル変革とか、いろいろ言いますけれども、どんな形であっても、子供たちは、どこでも必ず学ぶ権利がある。学びが喜びであって、それが将来につながるということだと思しますので、ぜひ継続した学びができるようお願いいたします。

新々富士川橋については、県の事業で令和5年度中ということで、分かりました。そして、これに関して市で行っている五味島岩本線のところでは、工区を分けて、工夫してやっていて、前倒しにしてやっていきたいという意思も伝わりましたので、ぜひお願いしたいと思えます。

橋が通ると、今まで通らなかったところに1万3000台が通ると予想されていますし、それに向けては地域住民の安心がちゃんと得られるとか、不安を払拭するには、やはりいつ頃できるよ、そして、今、このような進捗状況だということ伝えていくということが安心につながるのかなというふうに思えます。また、中島林町線のほうも、先ほどおっしゃっていましたが、そちらのほうにも分散していくには大切な道路ですので、こちらのほうの整備もしていただきたいと思います。このように、橋の話が出てきてもう20年はたっております。一日も早く完成ができるように、要望いたします。

次に、男女共同参画プランのことについてです。市長がしっかりと男性リーダーの会に出てきたことを広く伝えていく、自ら率先していくということをお聞きしました。ぜひお願いしたいと思えます。このことでは、市長のリーダーシップによっていかにして庁内職員の気持ちの変革につながるのかなということをとっても期待をしております。

本日は3月8日です。国際女性デーで、これは女性の権利を守る、活躍することを支援していくということを経済でお祝いする日なんです、これは、もともとが、アメリカで1904年に、まだ参政权が女性になかったけれども、それを頑張って得た、平等を得たというお祝いの日でもあります。ぜひ富士市の中がジェンダー平等意識というか、意識しなくても無意識にジェンダー平等だというようなまちにしていきたいと思います。

そして、デジタル変革のことにつきましては、ITサポートを高年齢者向けにやっていると。このことについてはしっかりと市長のほうで宣言をされて、5つの項目を掲げて行っていく中で、また市民の方々に、どんなニーズがあって、どんなことが分からず、どんなことを知っているのかということも分かってくると思えますので、この変革について、分からない市民にはしっかりと伝えていけるように、よろしくお願いいたします。

○議長（一条義浩 議員） 市長。

◎市長（小長井義正 君） こどもの権利条例に関連して、子供たちと私が何かいろいろ意見交換をするような、そんな機会を持つてはどうかという御提案ではないかなと思いますけれども、2年間をかけて、こどもの権利条例制定に向けて、今、取り組んでいるところでございますものですから、どこかの進捗状況、タイミングを見て、また策定懇話会の皆様方とも相談をさせていただいて、そういう機会が持てれば、私も直接、子供たちの考え、思いを聞くという非常に意義のある場にもなるでしょうし、そういうことをすること自体がまた市民に対しても、今、富士市ではこどもの権利条例制定に向かって取り組んでいるんだなということのPRにもつながってまいります。大変有意義な機会になるんじゃないかなと思いますので、今後、その実施ができるかどうか、検討してまいりたいと考えております。

○議長（一条義浩 議員） 19番山下議員。

◆19番（山下いづみ 議員） 今、市長がおっしゃったように、このようにこどもの権利条例をつくったといったところに、実際に市民の方がこんな条例ができて、やっているよと分かっているということが、この条例が成功するというか、しっかりと実行されていくことであるということも聞きますので、ぜひまた相談、調整をし、子供たちと話す機会ができればよいと思っていますので、よろしくお願ひします。

今回は、笠井議員と私のほうで民主連合の代表質問をしました。本当に誰一人取り残さない、そして個性を尊ぶ、それには、必要な支援は思いっきりやってほしいということです。そして、ハード面での安全というのは、やっぱり暮らすためには大切ですから、橋のことがありますけれども、ハード面の安全ということをしつかりと考える。また、それがやっぱり心の安全・安心ということにもつながってくると思います。こういったことを念頭に置いて、令和3年度市政運営をしつかりと行っていくことを要望して、民主連合の代表質問を終わりにします。